平成 22 年 5 月 27 日

各　　位

会　社　名　小林製薬株式会社
代　表　者　代表取締役社長　小林　豊
コード番号　4967　東証、大証（各一部）
問 合 せ 先　06-6222-0142（広報部）

# 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成22年５月27日開催の取締役会において、平成22年６月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、平成19年６月28日開催の第89期定時株主総会での決議に基づき導入しました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行買収防衛策」といいます。）について、一部を変更した上で継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします（以下変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランにつきましても、当社株式の大規模買付者に対して、十分な情報提供および適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めるものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かについての株主の皆様の機会を奪うものではありません。

現行買収防衛策からの変更の概要は次のとおりであります。

① 取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくこともできるものといたします。

② 「金融商品取引法」、「社債、株式等の振替に関する法律」の施行に伴う記載の修正を行っております。

## Ⅰ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

小林製薬グループは、「我々は、絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい『快』を提供する」という経営理念の下、家庭用品製造販売事業、医療関連事業の２事業を中心に営んでおります。

各事業では、常に新市場を創造する製品やサービスの提供により顧客の潜在ニーズを開拓することに努めております。

同時に、人々の健康や命に関わる製品やサービスを提供していることから、より徹底した品質管理の実践にも取り組んでおります。これらはお客様にとっての「健康であること」、

「心地よいこと」、「便利であること」等を提供する、いわば“あったらいいな”をカタチにするという精神をもって事業活動を行うものであり、総合健康企業としての当社の使命であると考えております。

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様に委ねられるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。それは、競合他社よりも早くお客様に今までになかった価値ある製品やサービスを提供することにより新市場を創造する戦略と、既存事業をより強固にする戦略を同時に遂行することであると考えております。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章（後述）を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、平成22年３月31日現在において、別紙４「当社の大株主の状況」の記載内容を含む当社役員およびその関係者によって発行済株式の約30％が保有されております。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記Ⅲ１．①または②に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、株主の皆様に経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、以下のとおり本プランの導入を決定いたしました。

なお、本プラン導入を決定した現時点におきましては、特定の第三者より大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はございません。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は企業価値向上に全社員が取り組むべくブランド憲章を策定しており、その内容は以下のとおりです。

私たちは、日々変化し進化するお客様のニーズを解決するだけでは満足しません。

お客様も気づいていない必要なものを発見し、「こんなものがあったらいいな」をカタチにして、一刻も早く送り届けます。

お客様の立場で開発した製品やサービスが、社会の信頼、お客様の期待を裏切ることのない品質を私たちは追求します。

暮らしの中の発見から生まれた喜びが、いつしか世界にも広がることを夢見て。

私たちはお客様と深く関わり合い、今までになかった満足を提供することによって社会に貢献する開発中心型企業です。

このように、小林製薬グループはお客様の「“あったらいいな”をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

## Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）

### １．対象となる大規模買付行為

本プランにおいて、大規模買付行為とは、次の①または②に該当する買付行為を指します。

① 当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）が20%以上となる買付け等（注４）

② 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）にかかる株券等の株券等所有割合（注７）およびその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注１ 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

注２ 金融商品取引法第27条の23第１項に定義される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます(取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本プランにおいて同じとします。

注３ 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本プランにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(ⅰ)同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、ならびに(ⅱ)大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は、大規模買付者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとします。

注４ 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注５ 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注６ 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注７ 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注８ 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本プランにおいて同じとします。

## ２．本プランに定める手続き

### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループ（大規模買付行為に関し大規模買付者と意思の連絡のある者（共同保有者（注９）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。））の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、株券等の所有状況および取引状況、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）

② 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、買付予定の株券等の数および買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性に関する情報等を含みます。）

③ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定の経緯、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容の詳細、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、同資金に関し大規模買付者の有する当社株券等その他の資産等への担保権設定の状況、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用およびそれらを具体的に実現するための施策等当社の持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより企業価値が向上される根拠

⑥ 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域関係者その他の当社および当社グループの利害関係者に対する対応方針

⑦ 当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策

⑧ その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

注９ 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本プランにおいて同じとします。

なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

**(2) 独立委員会の設置**

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、別紙１「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者（注10）のなかから選任します。現在の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙３「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。

注10 社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記Ⅲ３．(1)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅲ３．(2)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記Ⅲ３．(1)に記載のとおりの例外的対応をとる場合、ならびに下記Ⅲ３．(2)に記載のとおりの対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、別紙１「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

### (3) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記①または②の期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、(4)の株主意思確認手続を経た後にのみ開始されるものとします。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合には60日間

② その他の買付の場合には90日間

ただし、取締役会は、上記①または②の評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

### (4) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続き（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。

なお、取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の２週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

① 株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

② 株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の２週間前の日までに発送します。

取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっ

ても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

### ３．大規模買付行為がなされた場合の対応策

#### (1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付行為が次の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙２「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループ（注11）に属する者（以下「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする、新株予約権の譲渡を自由とする等、対抗措置としての効果および株主の皆様の投下資本回収の便宜等を勘案した変更を行うことがあります。

注11 （ⅰ）大規模買付者が上記Ⅲ１．①の大規模買付行為を行う者である場合は、保有者の株券等保有割合が20%以上の場合の保有者およびその共同保有者を、（ⅱ）大規模買付者が上記Ⅲ１．②の大規模買付行為を行う者である場合は、大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上の場合の大規模買付者およびその特別関係者をいいます。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることを目的とする場合

② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行うことを目的とする場合

③ 会社経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会

社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合

④ 会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをすることを目的とする場合

⑤ 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことを目的とする場合（いわゆる強圧的二段階買収）

⑥ 大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性、大規模買付行為の後の経営方針・事業計画、および大規模買付行為の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものであると合理的な根拠を持って判断できる場合

⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な侵害をもたらすおそれがある大規模買付行為である場合

### (2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙２「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および条件等を設けることがあります。

### (3) 対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。例えば、当社が大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを

する場合においては、次のとおり、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。

① 新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

## ４．株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、上記Ⅰにて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記Ⅲ３．において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、場合によっては株主意思確認手続を行ったうえで、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上株主の皆様（本プランに定める手続きに違反した大規模買付者、および、本プランに定める手続きを遵守した場合であったとしても、大規模買付行為が上記Ⅲ３．(1)の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断した場合の大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。取締役会または株主意思確認手続において具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則としてその保有する株式１株につき１個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記Ⅲ４．(4)(a)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることになります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### (4) 対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した場合に株主の皆様に必要となる手続き

#### (a) 新株予約権行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権１個当たり、金１円以上で取締役会において定める価額を払込取扱場所に払い込んでいただきます。

#### (b) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引換えに株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

## ５．本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は平成25年６月30日までに開催される第95期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを

継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに３年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（平成22年5月27日以降本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

## Ⅳ 本プランの合理性

### １．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20 年６月30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

### ２．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅰにて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### ３．株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、取締役の任期は１年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、

上記Ⅲ５．に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

**４．合理的な客観的要件の設定**

本プランは、上記Ⅲ３．(1)(2)にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

**５．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ２．(2)に記載したとおり、独立委員会が、別紙１「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

**６．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

上記Ⅲ５．に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙１

## 独立委員会規則

１．独立委員会は取締役会の決議により設置される。

２．独立委員会の委員は、３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者のなかから、取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。

３．独立委員会委員の任期は、平成25年６月30日までに開催される第95期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

４．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。

なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性
② 取締役会の評価期間の延長
③ 対抗措置の発動または不発動
④ 対抗措置の中止または変更
⑤ 本プランの廃止または変更
⑥ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項

５．上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

① 大規模買付者および取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
② 大規模買付行為の内容の精査・検討
③ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑤ 取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

６．独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

７．独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

８．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

９．各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

10．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙２

## 新株予約権概要

**１．新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件**

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

**２．新株予約権の目的となる株式の種類および数**

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、原則新株予約権１個につき１株とする。授権枠の範囲内で１株を超える数を定めることができるものとする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

**３．発行する新株予約権の総数**

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

**４．新株予約権の発行価額**

無償とする。

**５．各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額**

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は１円以上で取締役会が定める額とする。

**６．新株予約権の譲渡制限**

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

**７．新株予約権の行使条件**

非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。

**８．新株予約権の行使期間等**

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以 上

別紙３

## 独立委員会委員の氏名・略歴

**伊藤 邦雄**　（いとう くにお）

昭和50年　一橋大学商学部卒業
昭和59年　一橋大学助教授
昭和62年　スタンフォード大学フルブライト研究員
平成４年　一橋大学教授
平成８年　商学博士（一橋大学）
平成14年　一橋大学大学院商学研究科長・商学部長
平成16年　一橋大学副学長
平成18年　一橋大学大学院商学研究科教授
　　現在に至る

**黒田 章裕**　（くろだ あきひろ）

昭和47年　慶應義塾大学経済学部卒業
　　コクヨ株式会社入社
昭和52年　同社取締役就任
昭和56年　同社常務取締役就任
昭和60年　同社専務取締役就任
昭和62年　同社代表取締役副社長就任
平成元年　同社代表取締役社長就任
　　現在に至る

**高原 豪久**　（たかはら たかひさ）

昭和61年　成城大学経済学部卒業
　　株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入社
平成３年　ユニ・チャーム株式会社入社
平成７年　同社取締役就任
平成９年　同社常務取締役就任
平成13年　同社代表取締役社長就任
平成16年　同社代表取締役 社長執行役員就任
　　現在に至る

**鳥飼 重和**　（とりかい しげかず）

| | |
|---|---|
| 昭和45年 | 中央大学法学部卒業 |
| 平成２年 | 司法研修所修了 |
| | 弁護士登録 |
| | 鈴木秀雄（卓之輔）法律事務所入所 |
| 平成３年 | 多賀健次郎法律事務所入所 |
| 平成６年 | 鳥飼経営法律事務所創設 |
| 平成12年 | 鳥飼総合法律事務所に名称変更 |
| | 現在に至る |

**松本 真輔**　（まつもと しんすけ）

| | |
|---|---|
| 平成７年 | 東京大学法学部卒業 |
| 平成９年 | 司法研修所修了 |
| | 弁護士登録 |
| | 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 |
| 平成11年 | 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 |
| 平成14年 | スタンフォード大学ロースクール卒業（法学修士号取得） |
| | ニューヨークのスキャデン・アープス・スレート・マー・アンド・フロム法律事務所勤務 |
| 平成15年 | ニューヨーク州弁護士登録 |
| 平成16年 | 中村・角田法律事務所入所 |
| 平成17年 | 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任） |
| 平成20年 | 学習院大学法学部特別客員教授就任（現任） |
| 平成21年 | 日本オープンエンド不動産投資法人監督役員就任（現任） |
| 平成22年 | 株式会社大塚家具監査役就任（現任） |

以 上

別紙４

## 当社の大株主の状況

平成22年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 小林章浩 | 4,632千株 | 11.3% |
| 財団法人小林国際奨学財団 | 3,000 | 7.3 |
| 井植由佳子 | 2,596 | 6.3 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,693 | 4.1 |
| 渡部育子 | 1,373 | 3.4 |
| 宮田彰久 | 1,317 | 3.2 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,129 | 2.8 |
| 有限会社鵬 | 1,089 | 2.7 |
| 株式会社フォーラム | 1,035 | 2.5 |
| 小林製薬取引先持株会 | 706 | 1.7 |

（注）1. 当社は、自己株式を1,575,862株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上